

「川崎市国民健康保険条例」の一部改正について

参考資料 1

1. 改正の経緯等（出産育児一時金）について

支給要件

- 妊娠4月（12週・84日）以上の出産であること
- ※死産・流産の場合も支給
- ※他の健康保険から同様の給付が行われる場合には支給しません。

支給方法

- (1) 分べん機関への直接支払い
- (2) 区役所等窓口への申請後、口座振込

支給金額

1件につき42万円

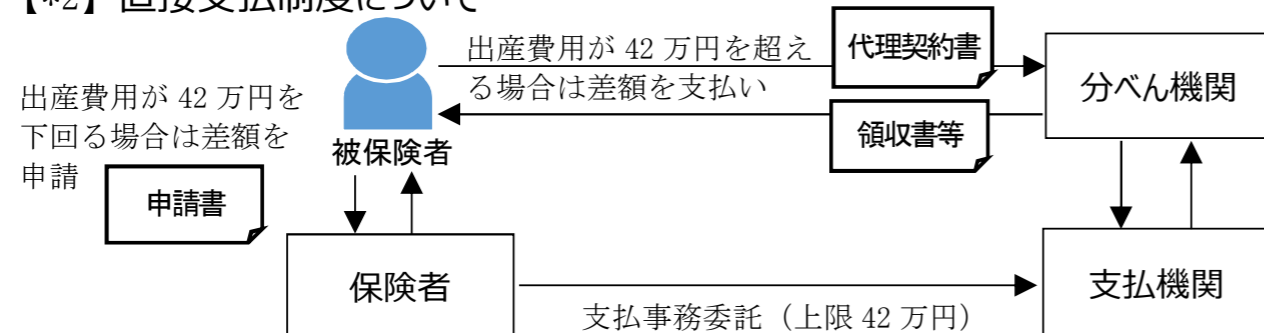
支給額の推移

- 平成6年10月：制度創設（30万円）
- 平成18年10月：30万円→35万円
- 平成21年1月：35万円→38万円
産科医療補償制度（掛金3万円）【*1】
- 平成21年10月：38万円→42万円
平成23年3月までの暫定措置、直接支払制度【*2】導入
- 平成23年4月：42万円を恒久化
- 平成27年1月：42万円（掛金3万円→1.6万円）
- 令和4年1月：42万円（掛金1.6万円→1.2万円）

【*1】産科医療補償制度について

分べんに関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償すること等を目的として創設された無過失補償制度

【*2】直接支払制度について



2. 国の見直し案について

令和4年12月15日社会保障審議会医療保険部会

- 出産育児一時金の引き上げ
- ・前回の引き上げ時は「公的病院」の平均出産費用を勘案して設定したが、「全施設」を勘案
- ・48.0万円(*1)+1.2万円(*2)=49.2万円
(*1)令和4年度「全施設」平均出産費用推計値
(*2)産科医療補償制度掛金
⇒令和5年4月から、全国一律で、**50万円**とする
- ・出産費用の見える化（公表）の検討
→(12/15議論の整理)出産費用が上昇していく構造は未解明、保険適用についても議論
- ・後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの検討
→(12/15議論の整理)保険料総額の比率から7%とする（令和6・7年度は激変緩和措置として費用の1/2を対象額とする）

3. 本市国民健康保険の見直し案について

被保険者の出産に係る費用負担の緩和を目的として、国の見直し案に準じて令和5年4月1日以降の出産から、次のとおり支給額を改正する。

	現 行	改正後
支給額	420,000円	500,000円

4. 今後の予定について

- ・令和5年1月5日（木） 正副議長・健康福祉委員説明（パブコメ実施報告）
- ・令和5年1月6日（金） パブコメ意見募集開始
- ・令和5年1月25日（水） 運営協議会
- ・令和5年1月27日（金） パブコメ意見募集終了
- ・令和5年2月上旬 健康福祉委員会（パブコメ結果報告）及び議案提出
- ・令和5年4月1日（土） 改正条例施行

参考資料 2

事 務 連 絡

令和 4 年 12 月 26 日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

出産育児一時金等の支給額の引上げに伴う関係政令等の改正内容について

出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和 4 年 12 月 15 日）において、「出産育児一時金の額は、令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げるべき」とされました。

これに基づき、今後、厚生労働省においては、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）等の一部を改正するとともに、国民健康保険条例参考例（以下「国保条例参考例」という。）及び国民健康保険組規約例（以下「国保組規約例」という。）の一部を改正する予定ですが、あらかじめ、その改正の趣旨及び内容について、下記のとおりお知らせしますので、貴管下保険者及び関係団体等への周知等につき、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、この事務連絡については、厚生労働省保険局保険課と協議済みである旨を申し添えます。

記

第 1 改正の趣旨

今回の改正は、出産育児一時金等の支給額を引き上げるものであること。

第 2 改正の内容

1 健保令の改正関係

出産育児一時金の支給について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 101 条の政令で定める金額として健保令第 36 条に規定する「40.8 万円」を「48.8 万円」とすること。

2 国保条例参考例及び国保組合同約例の改正関係

1を踏まえ、出産育児一時金の支給について、国保条例参考例第8条第1項及び国保組合同約例第11条第1項に規定する「40.8万円（何円）」を「48.8万円（何円）」とすること。

※ これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、50万円となる。

第3 施行期日

令和5年4月1日とすること。

【補足】令和5年度の出産育児一時金引上げに伴う予算措置について

令和5年度政府予算案（12月23日閣議決定）では、令和5年度の出産育児一時金の引上げについて、以下の予算措置を盛り込んでいます。

- ① 市町村国保：引上げ分（8万円）の3分の2を地方交付税措置で手当することに加えて、令和5年度は、1件当たり5千円を追加で補助する。
- ② 国保組合：引上げ分（8万円）の4分の1相当を補助することに加えて、令和5年度は、一般被保険者に係る定率補助率13～20%の組合は1件当たり6,500円、同定率補助率22～32%の組合（全国土木建築国保組合を除く。）は1件当たり13,000円、全国土木建築国保組合は1件当たり8,000円を補助する。

※ 令和6年度以降については、次期常会提出予定の法案による制度改正で、後期高齢者医療制度による出産育児一時金への支援や後期高齢者と現役世代との負担割合の見直し（令和6年度から施行予定）を検討中。

厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係

TEL：03-3595-2565（内線3138）